



Title	觀音利益集小考：本朝法華驗記との関係について
Author(s)	山根, 賢吉
Citation	語文. 1965, 25, p. 46-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68561
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

觀音利益集小考

——本朝法華驗記との関係について——

山根 賢吉

金沢文庫藏本「觀音利益集」（古典文庫「中世神仏説話」所収）

の一出典が「日本靈異記」ではないかということについて考証した際、簡単ながら「本朝法華驗記」との関係についても一往の想定を加えておいたが⁽¹⁾、「ここではより詳しく両者の関係について考えてみたいと思う。

先ず「觀音利益集」所収説話のうち「本朝法華驗記」所収の説話と類似のものを表示すると次のようになる（アラビア数字は説明の便宜上付したものである）。

〔觀音利益集〕

- (1) 丹波国穴生觀音
(2) 醍醐蓮秀 頂法花

〔本朝法華驗記〕

- (1) 第八十五仏師感世法師
(2) 第七十九蓮秀法師

〔丹波國穴生觀音〕

第八十五仏師感世法師

〔醍醐蓮秀法師〕

第七十九蓮秀法師

〔丹波國穴生觀音〕

第八十五仏師感世法師

〔新寺觀音〕

第七十九蓮秀法師

〔丹波國穴生觀音〕

第八十五仏師感世法師

〔丹波國穴生觀音〕

第八十五仏師感世法師

〔筑前男〕

第八十五仏師感世法師

〔能生淨土事〕

第八十五仏師感世法師

とあって、先ず本説話が「丹波國アナウノ觀音」の靈驗譚であることを示している。法華驗記ならびに今昔では、丹波國桑田郡のある觀音の話であって、「アナウ」の語は見えない。ところが扶桑略記

(7) 〔船磨國盜人〕

依觀音經之力遁死事

(8) 〔百十三山城國久世郡女人〕

以上八説話である。以下それについて検討してみよう。

(1) 〔丹波國穴生觀音〕

本説話は本朝法華驗記のはか扶桑略記（第廿六応和二年の条）、今昔物語集（卷十六第五話）などにも存し、降っては宝物集（七卷本卷三）・元亨釈書（卷十七願雜二）にも類似の説話が収められている。

いすれも觀音身代り譚であり、説話の構成はほぼ同一と見做してよい。觀音利益集の本説話の冒頭には、

丹波國アナウノ觀音ハ、応和二年ニ、仏師盛世ト云僧在、人ニヨハレテ丹波國ニ桑田郡ト云所ニ行ス、此盛世ハ毎日ニ觀音經十三巻、法花經一部読テ、十八日ニハ必ス持斎ラシケリ、金色正觀音ノ三尺立像ヲ奉作^リケリ、（古典文庫による）

とあって、先ず本説話が「丹波國アナウノ觀音」の靈驗譚であることを示している。法華驗記ならびに今昔では、丹波國桑田郡のある觀音の話であって、「アナウ」の語は見えない。ところが扶桑略記

第百十六筑前國優婆塞

第百十六筑前國優婆塞

第百十六筑前國優婆塞

〔能生淨土事〕

第百十六筑前國優婆塞

〔筑前男〕

第百十六筑前國優婆塞

〔能生淨土事〕

第百十六筑前國優婆塞

には「同郡（桑田郡一筆者）菩提寺号穴穂寺、觀音像是也」（国史大系による）とあり、元亨釈書にも「其像今在菩提寺。俗日穴穂寺」（国史大系による）との注記がある。「穴穂」が「アナウ」と読まれたことは元亨釈書のより仮名によつても知られる。この点一寺院名を明記している点からすれば、觀音利益集は法華驗記・今昔以外の文献によつたのではないかと考えられるのであるが、「十八日ニハ必ス持肴ヲシケリ」に相当する語句が、法華驗記・今昔には見えるのに対し他書には見当らない。また「金色正觀音ノ三尺立像」に當る語句が、法華驗記では「金色觀世音菩薩」（続群書類従による）、今昔では「觀音ノ像」（国史大系による）、扶桑略記では「金色觀音像」であり、元亨釈書は「觀自在像」とあって、いずれにも「三尺」なる語はない。以上のように本説話の冒頭部分のみをもつてしても、觀音利益集がいづれによつているか判定することは困難である。こうしたことはこれ以下の部分においても言えるのであつて、結局觀音利益集の本説話の出典を決定することは現存文献では不可能と言つてよいかと思う。但しここで注意すべきは扶桑略記の説話末に「已上穴穂寺縁起」とある注記であろう。これによつて扶桑略記成立以前にすでに穴穂寺縁起なるものが存在していたことがわかるのである。とすれば觀音利益集はこの穴穂寺縁起によつているのではないかといふ疑いもおこつてくる。しかし穴穂寺縁起なるものが発見されない以上これも單なる臆測に過ぎないのであらう。

(2)醍醐運秀

預法先觀音之益事

本説話は法華驗記のほか今昔（巻十六第三十六話）にもある。觀音利益集はこの両者に比して簡略化されている。いづれに拠つたか判別するために、法華驗記と今昔との相違する部分で、しかも觀音

利益集に關係のあるものをおげると次のようになる。

〔法華驗記〕

〔今昔物語〕

〔(1)昔醍醐ニ運秀ト云僧アリケリ、法華經ヲタモチテ、觀音ヲ念シケリ、持肴ニテ事

沙門蓮秀。醍醐寺住僧矣。頃年持法華。毎日無懈倦。兼念持

觀音。十八日持肴。云フ僧有ケリ。妻子ヲ具セリト云ヘドモ

云フ

利

子

ヲ

テ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

モ

ト

(觀音利益集)

(1) 源尊一卷ヨリ八卷
ニイタルマテ、声
ヲ高クシテ誦ミ奉

(2) 病ヤミテホトナク
力ラ付キテ、其後
御經ヲ誦ムニ、タ
シナマサルニ始テ
妙法蓮花經ト云ヨ
リ□サラヒ西去ニ
イタルマテ、自然

(3) 病ヤミテホトナク
力ラ付キテ、其後
御經ヲ誦ムニ、タ
シナマサルニ始テ
妙法蓮花經ト云ヨ
リ□サラヒ西去ニ
イタルマテ、自然

(法華驗記)

從第一卷至于第八卷

高音誦詠經。

ル、

重病除愈。氣力尋常
也。從閻王庁誦經已
來。通利前後。悉皆
憶持

重病除愈。氣力尋常
也。從閻王庁誦經已
來。通利前後。悉皆
憶持

(今昔物語)

第一卷ヨリ第八卷二
至ルマデ源尊ニ令レ
讀ム。

病愈テ一部皆暗ニ思
エヌ。

(4) 人心ノ内ニ一分モイ
苦。身上無塵計紙。
タキ所ナシ

(5) 判官代心中無一分
苦。身上無塵計紙。

道ニシテ待ケルニ
ニ身ニ当ル事无クシ
テ一分許ノ疵无シ。

難途

(6) 陸国鷹取
依觀音經之力遣難所事

の如くなり、觀音利益集は法華驗記に拵りながら簡略化もしくは改
変を加えたものと推測される。但し觀音利益集が本説話の觀音を「
新寺ト云所ノ觀音」「新寺ノ觀音」としているのは法華驗記にも今
昔にも一致しない。法華驗記には「其郡有山寺。名三井」「三井觀
音」とし、今昔も同様に記している。「新寺」は改変とすべきか、
あるいは誤写とすべきであろうか。

(5) 陸国鷹取
依觀音經之力遣難所事

本説話は法華驗記のほか今昔（卷十六第六話）・古本説話集（第
六十四話）・宇治拾遺物語（卷六第五話）にも収められている。法
華驗記・今昔と古本説話・宇治拾遺との間にはいくつかの相違点が
ある。今そのいくつかをあげると

①前者には鷹取男が他人に欺かれる條があるが、後者ではない。
②前者では鷹取男が鷹の巣に至るのに巣の上から降るのに対し、
後者では反対に巣に登つて行くことになっている。

③前者では男が救出されるまでの日数を七日としているが、後者
は二、三日としている。

などである。觀音利益集は①では後者に一致し、②③においては前
者に一致する。しかし①は簡略化したためにその部分を省略したと
考えることが可能であって、これをもって觀音利益集が後者の系列
に属するという根拠にはなし難い。②③から考えて觀音利益集は法

ノ敵數ノ軍ヲ具シテ
難途

道ニシテ待ケルニ
ニ身ニ当ル事无クシ
テ一分許ノ疵无シ。

(法華驗記)

從第一卷至于第八卷

高音誦詠經。

ル、

重病除愈。氣力尋常
也。從閻王庁誦經已
來。通利前後。悉皆
憶持

重病除愈。氣力尋常
也。從閻王庁誦經已
來。通利前後。悉皆
憶持

(今昔物語)

第一卷ヨリ第八卷二
至ルマデ源尊ニ令レ
讀ム。

病愈テ一部皆暗ニ思
エヌ。

(4) 人心ノ内ニ一分モイ
苦。身上無塵計紙。
タキ所ナシ

(5) 判官代心中無一分
苦。身上無塵計紙。

難途

(6) 陸国鷹取
依觀音經之力遣難所事

(5) 陸国鷹取
依觀音經之力遣難所事

本説話は法華驗記のほか今昔（卷十六第六話）・古本説話集（第
六十四話）・宇治拾遺物語（卷六第五話）にも収められている。法
華驗記・今昔と古本説話・宇治拾遺との間にはいくつかの相違点が
ある。今そのいくつかをあげると

①前者には鷹取男が他人に欺かれる條があるが、後者ではない。
②前者では鷹取男が鷹の巣に至るのに巣の上から降るのに対し、
後者では反対に巣に登つて行くことになっている。

③前者では男が救出されるまでの日数を七日としているが、後者
は二、三日としている。

などである。觀音利益集は①では後者に一致し、②③においては前
者に一致する。しかし①は簡略化したためにその部分を省略したと
考えることが可能であって、これをもって觀音利益集が後者の系列
に属するという根拠にはなし難い。②③から考えて觀音利益集は法

華験記・今昔の系列に属すること疑いない。この場合もいすれによつたか判別することは極めて困難であるが、観音利益集の説話末に

ある「是ヲミテ即発心ヲ起コシテ、出家入道シテ長ク惡ヲ止テ」の一

節が、今昔の「忽ニ道心ヲ發シテ誓ア切テ法師ト成ニケリ。其ノ後弥ヨ勤メ行テ永ク惡心ヲ断ツ」を受けたものと言うよりは、法華

験記の「重発道心。出家人道（中略）。永断惡心焉。」によつたもの

とする方が穩當であろうし、観音利益集の「白雲ノカヽルホトノ岩

ホノ上」なる語に相当するものが今昔には見当らないのに対し、法華

験記には「白雲渺々」とある点などからこれまで法華験記を出典

とするものと考えてよいかと思う。

(6) 築前男

依觀音品功能生淨土事

この説話も法華験記のほか今昔（卷十六第三十五話）にある。この場合も観音利益集は法華験記に近い。その二、三の例を示すと次のようである。

〔観音利益集〕

(1) 生ヲヘタツト云ヘト
既遷化他界。離三途

モ三途ヲ為離^レ苦。即得善身。

(2) 法花經ノ普門品ヲ読
存生詠誦法花大乗普

シ力ニテ淨利ニ生シ
門品故。離輪廻境。

タリ、
得生淨刹。

有大蓮花。一聚而生
大ナル蓮花一村生ヒ

出タリ

(1) の今昔に見えず観音利益集と法華験記とに見える「三途ヲ為離^レ」

〔法華験記〕

〔今昔物語〕

(1) 生ヲヘタツト云ヘト
既ニ他界ニ移テ善キ

身ニ生レタリ
我レ生キタリソ時觀

音ニ仕テ。觀品ヲ朝

暮ニ誦シ故ニ。永ク

生死ヲ離レテ淨土ニ
生ル、事ヲ得タリ。

蓮花一村生タリ。

以上のように(1)については疑問があるが、(2)以下(8)に至る諸説話

はいずれも法華験記によつたものと考えられるのである。私見によれば法華験記には観音靈験譚乃至それに類するものが十二話収めら

あるいは(2)の「普門品」「淨刹」、(3)の「大ナル蓮花」などの語の一致する事実は法華験記に拠つたことを思わせる。

(7) 播磨國盜人 依觀音經之力還死事

これまた法華験記のほか今昔（卷十六第二十六話）にも収められており、(2)～(6)と同様のことが言える。例を示すと、

〔観音利益集〕

(1) 経ヲ誦ミ、觀音ヲモ
念シタテマツリ能々

ツ、シムヘシ、
此難ヲ承ラム

(2) 定特我身ニカハリテ
、此難ヲ承ラム

(3) 定知如夢告。觀音代
我受此苦難也。

(4) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

〔法華験記〕

(1) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

(2) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

(3) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

(4) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

〔今昔物語〕

(1) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

(2) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

(3) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

(4) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

(5) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

(6) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

(7) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

(8) 定知如夢告。觀音代
汝慎精進。能誦妙法。

○第二十八 第三十一 第七十 ○第七十五 第八十五 第百七
○第百十三 ○第百十四 ○第百十五 ○第百十六 ○第百二十
三 第百二十四

がそれである。○印を付したものは先に考証した如く觀音利益集と直接関係があると思われるものであり、第八十五は直接関係か否かは判明しないが、同一説話であることは前述の通りである。とすれば法華驗記の觀音関係説話の三分の二は觀音利益集に取り入れられていることとなる。しかも百十三以下百十六に至る法華驗記中において連続している説話が、すべて觀音利益集の後半に集中的に見えてることは、両者の直接関係を物語る一証左と言えようかと思う。

とは言え、先の考証でも折にふれて述べたように、觀音利益集は原典の忠実な翻訳ではなく簡略化とまま多少の改変を行なっているのであって、これが編者の手によってなされたものか、あるいは觀音利益集以前にそのような説話を収めた文献が存したものか、口承の間に変化したものかについては後考を待ちたいと思う。

ともあれ觀音利益集の右の七説話は、現存文献による限り本朝法華驗記につながるものであり、今昔所収の説話とは兄弟関係にあるものと考えられるのである。

- (1) 拙稿 「日本靈異記と中世説話集」(樟蔭国文学 第2号)
(2) 右同

(大阪学芸大学講師)